
地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等 に関する法律について

- 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号。地域生物多様性増進法）が令和6年4月19日に公布されました。
- 地域生物多様性増進法は、令和7年4月1日に施行されました。



「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」との違い



・・・違いってなんだ？

「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」との違い



認定対象

自然共生サイト制度	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている 区域
地域生物多様性増進法	<u>特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する</u> 活動実施計画

「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」との違い



対象範囲

自然共生サイト制度	現状で生物多様性が豊かな区域 (生物多様性の価値基準に合致する区域)
地域生物多様性増進法	現状で豊かな生物多様性を維持する活動 生物多様性を回復する活動 生物多様性を創出する活動

「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」との違い



認定者

自然共生サイト制度	環境大臣
地域生物多様性増進法	環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣

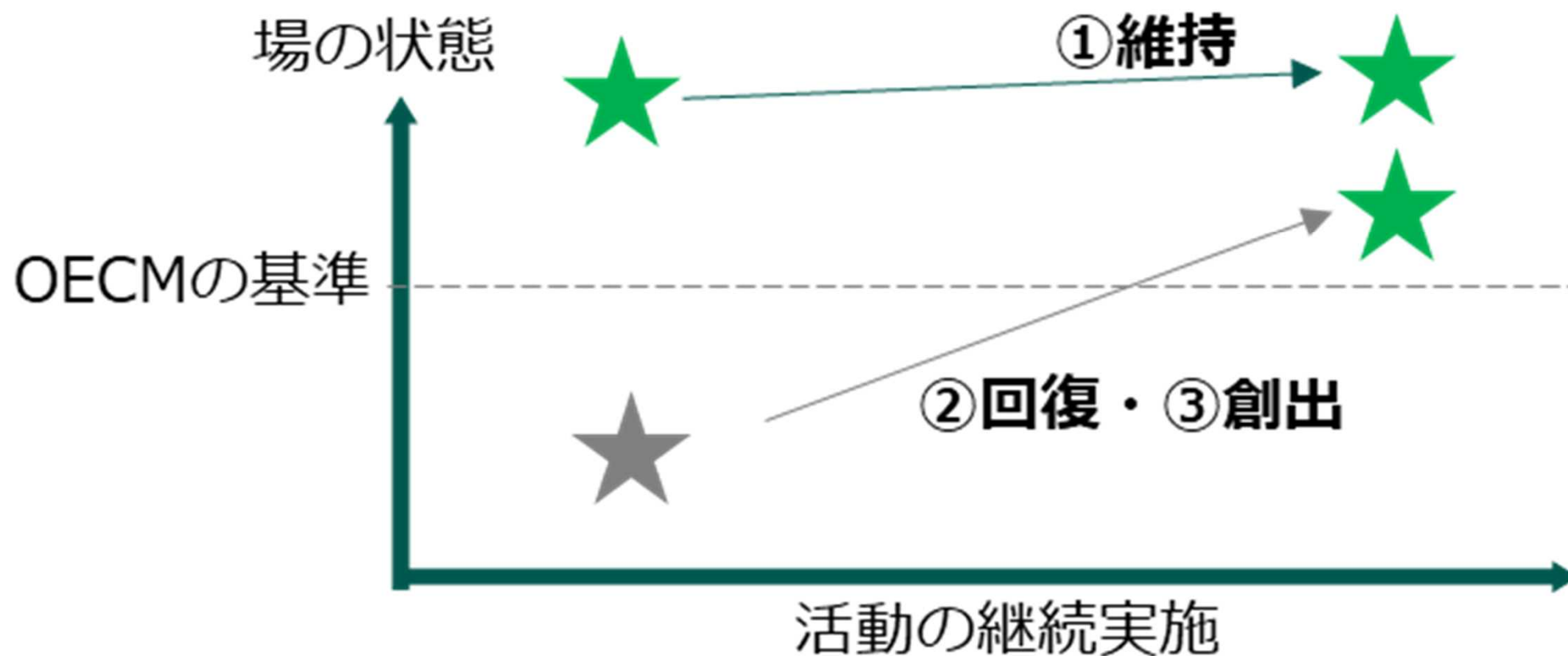
「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」との違い



OECD

自然共生サイト制度	認定した区域は、保護地域との重複を除き OECD として登録。
地域生物多様性増進法	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を 維持する活動として認定を受けた場合は 、その活動場所を、保護地域との重複を除き OECD として登録。 生物多様性を 回復・創出する活動として認定を受けた場合は 、認定後における回復・創出活動の継続の結果、 生物多様性の状態が豊かになった時点 （生物多様性の価値基準に合致する時点）で OECD として登録。

「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」制度との違い



「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」制度との違い

自然共生サイト制度

- 区域
- ガバナンス
- 区域の状態（生物多様性の価値）
- 活動・モニタリング

これらすべてが認定基準に合致した場合、その場所を「自然共生サイト」認定。

地域生物多様性増進法

活動実施計画

- 区域
- ガバナンス
- 区域の状態（生物多様性の価値）
- 目標
- 活動・モニタリング

活動実施計画が認定基準に合致した場合、「活動実施計画」認定。その活動場所が「自然共生サイト」。

2つの計画認定制度

計画名（通称）	作成者・実施者
増進活動実施計画（増進計画）	企業、NPO等が作成、実施。
連携増進活動実施計画（連携計画）	市町村が作成。企業、NPO等と連携して実施。

- ・ 連携増進活動実施計画を作成した場合について、「生物多様性維持協定」が活用できます。

認定を受けた活動の実施区域が「**自然共生サイト**」



活動の種類

＜生物多様性を維持する活動（維持タイプ）＞

既に良好な生物多様性が存在する場を維持する活動。

＜生物多様性を回復する活動（回復タイプ）＞

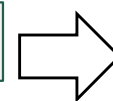
過去に生物多様性が豊かであったが、その多様性が損失した場又は損失が進行している場において、その多様性を回復する活動。

＜生物多様性を創出する活動（創出タイプ）＞

現在、生物多様性を欠いている場において、その地域に在来の動植物が生息・生育することができるような自然環境等を整備することにより、生物多様性を創出する活動。

認定計画に係る法律上の特例

＜法律上の特例措置＞（第15条～第22条関係）



認定により、自然公園法等の
手続をワンストップ化・簡素化

①保護地域等における行為規制等の特例

法律	対象地域	特例の対象とする行為の例
自然公園法	国立公園及び国定公園	・木竹の伐採（木竹の本数の調整、整枝等） ・工作物の新築（自動撮影カメラや赤外線センサーその他の動植物の生育・生息状況をモニタリングするために必要な小規模な機器又は防鹿柵等） 等
自然環境保全法	自然環境保全地域	
種の保存法	生息地等保護区の管理地区	
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区の特別保護地区	
都市緑地法	緑地保全地域及び特別緑地保全地区	
森林法	地域森林計画対象民有林	・伐採等の届出

②関連法令の認定みなし

対象制度	対象制度の概要
特定外来生物の防除 （外来生物法）	民間等による特定外来生物を計画的に防除する計画について、環境大臣等の認定を受けることにより、特定外来生物法及び鳥獣保護管理法の規制の一部が不要となる。
生態系維持回復事業 （自然公園法、自然環境保全法）	民間等による国立公園等におけるシカ対策等の事業について、環境大臣等の認定を受けることにより、国立公園等における許可等が包括的に不要となる。
保護増殖事業 （種の保存法）	民間等による国内希少動物種の保護等の事業について、環境大臣の認定を受けることにより、種の保存法による規制が包括的に不要となる。

＜生物多様性維持協定＞（第22条～第26条関係）

- 認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の土地の所有者等と協定を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。
- 生物多様性維持協定は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意を得なければならない。
- 認定連携市町村による公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の土地の所有者等となった者（相続人等）に対しても、その効力があるものとする。

⇒ 土地の所有者等の協力が活動の継続に不可欠であることを踏まえ、市町村が作成した「連携計画」に基づき、長期安定的に活動を実施するための協定制度を設ける。

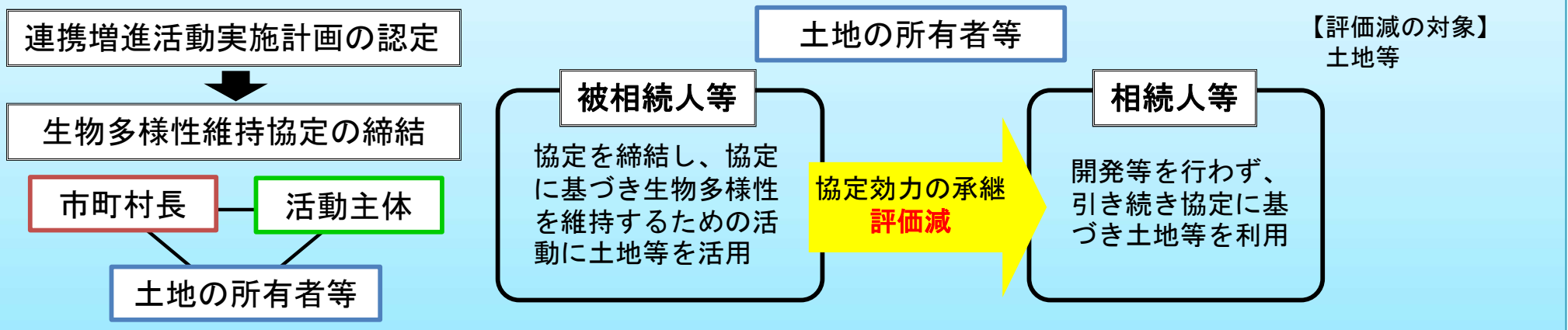


税制改正（相続税・贈与税の評価減）

- 地域生物多様性増進法では、認定を受けた連携増進活動実施計画に基づき、市町村、活動実施者、土地の所有者等の3者で締結する「生物多様性維持協定」制度を設けた。**協定の効力は、当該土地等の相続人等にも承継されるため、長期安定的な活動が可能となる。**（法第26条）
- 一方で、協定を締結するとその土地等の利用について制約を受け、相続人等にもその制約が承継されるため、**当該区域に係る相続税・贈与税の評価額を20%減額する措置を講ずることとした。**
- 当該措置について、令和7年4月施行に向けて準備を進めているところ。

税制措置

生物多様性維持協定が締結されている土地等については、相続税・贈与税に係る評価額の20%を控除する。



期待される効果

活動区域の土地の所有者等の相続人等の負担が軽減されることにより、相続時等における生物多様性の損失が回避され、我が国における豊かな生物多様性の確保（ネイチャーポジティブ）の実現に寄与する。

地域生物多様性増進法 施行に向けたスケジュール（予定）



2024年

4月19日 法の公布（令和6年法律第18号）

12月11日 政令（施行期日政令、整備政令）の官報公布

12月18日 施行規則等、基本方針の官報公布

2025年

2月17・18日 手引き、様式などの公表

（2月27日 自然共生サイト 令和6年度後期認定結果公表）

4月1日 法の施行

4月～ 申請受付開始

審査・認定フロー



申請準備

- 土地の所有者等の確認・同意
- 活動に当たって必要な許認可等の手続き
- 公物等の管理区域の重複を確認・同意

申請受付

申請書類一式を**事務局（ERCA）**に提出

予備審査

必要に応じて、**事務局から申請者に内容の確認や不足書類の提出依頼**を行います。

有識者審査

生物多様性の増進に関する専門的な見地から意見を聴きます。

省庁審査

環境省、農林水産省、国土交通省

認定



- 申請は4月から開始。
- 環境再生保全機構（ERCA）が総合窓口

開始後は、いつでも申請可能です。

標準処理期間は6～7か月ですが、申請が集中した場合はお待ちいただく可能性があります。

※申請開始など詳細は、自然共生サイトのWEBサイトや30by30メルマガでご案内します。

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>

- 申請手数料は無料

変更

- 認定を受けた計画を変更するときは、変更の認定の申請の手続が必要です。
- ただし、以下の「軽微変更」の対象については、変更後に「軽微変更届出」を提出ください。

（軽微変更の対象）

- ① 氏名及び住所（法人・団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- ② 地域生物多様性増進活動の実施時期の六月以内の変更
- ③ 実施区域の変更（その名称若しくは地番の変更又は十パーセント未満の面積の減少に限る。）
- ④ 増進活動実施計画の計画期間の六月以内の短縮
- ⑤ 前各四号に掲げるもののほか、増進活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと主務大臣が認める変更

変更か軽微変更かどちらに該当するのか分からない場合などは、ERCAにご相談ください。

中止

様々な理由により、やむを得ず、活動を中止せざるを得ない状況が生じた場合に、認定を受けた者が、自ら中止した旨を主務大臣に通知する手続き

助言・指導

特段の理由がないにもかかわらず認定後1年を経過してもなお活動に着手していない場合などに、主務大臣による助言・指導を行います。

取り消し

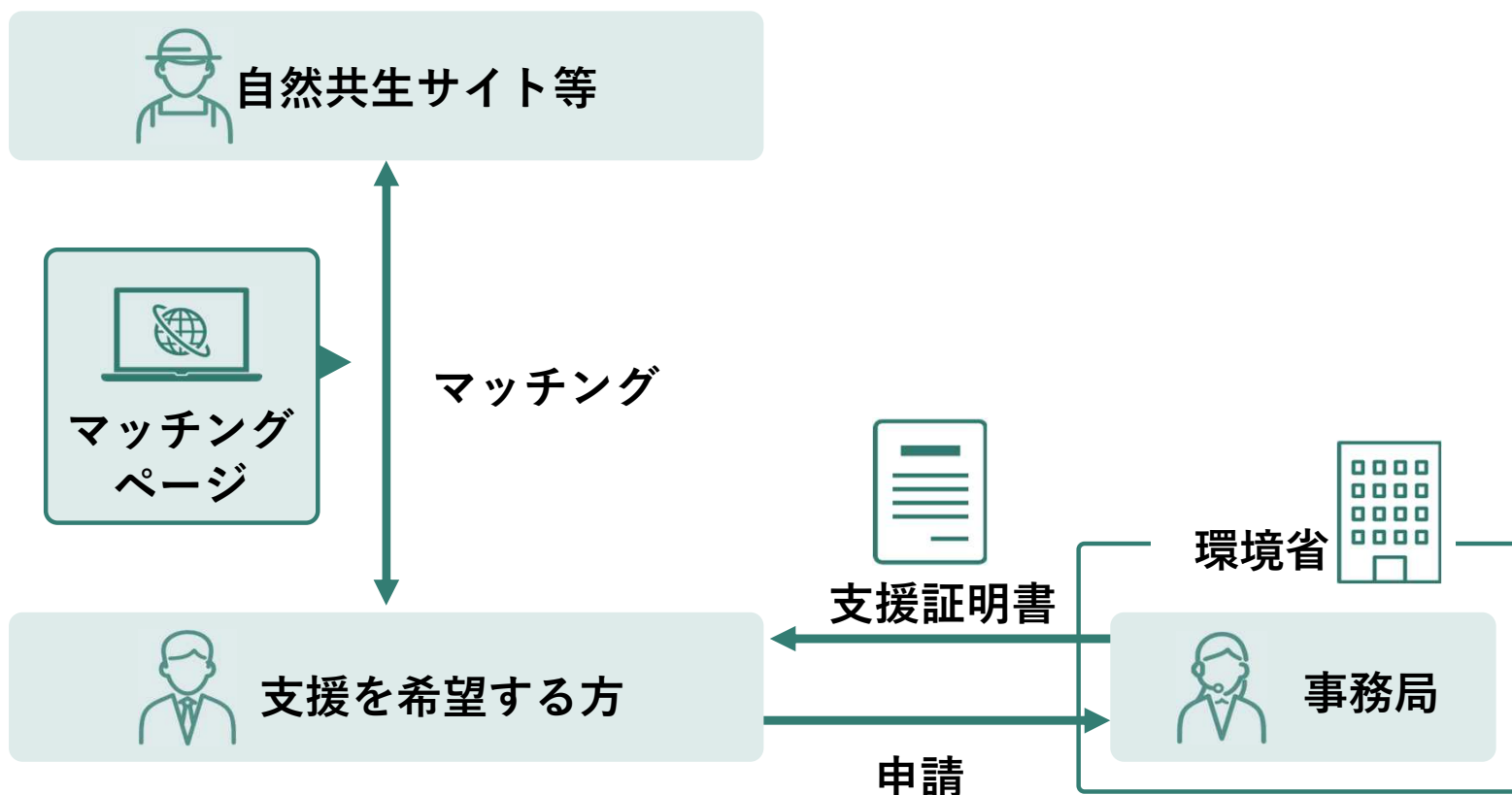
助言・指導を行ったのに、活動実施計画が適切に実施される見込みがないと認められる場合などに、認定が取り消されます。

困った点・悩む点などがありましたら、早めに、ERCA、環境省（地方環境事務所）にご相談ください。

2. インセンティブ施策について

民間資本の巻き込み（支援マッチング・支援証明書制度）

- 環境省において、支援を必要とする「自然共生サイト」等と、それらの活動への支援を希望する方（企業等）との**マッチング促進**を行うため、マッチングサイト※を立ち上げた。
- また、「自然共生サイト」等への**支援を行う方に対するインセンティブ措置**として「**自然共生サイトに係る支援証明書**」制度を構築しており、2024年9月から**試行運用を実施中**。



※ <https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/matching/index.html>

支援証明書（試行版）の発行イメージ








環境省
Ministry of the Environment

証明書番号：2024-0001

自然共生サイトに係る支援証明書

〇〇〇〇株式会社 様

支援サイト情報

サイト名称： 〇〇湾
管理責任者情報： 〇〇県〇〇市
☒ 維持タイプ ☐ 回復タイプ ☐ 創出タイプ

支援内容に係る情報

支援数： 〇つ ※複数支援の場合、2枚目以降に記載

活動内容
アマモをはじめとした海草類の繁茂状態を確認するため、水中ドローンを使って調査する。

インプット 自社の環境保全に係る予算50万円
アクティビティ 水中ドローンを10台購入
支援実施日（期間） 2024年7月

アウトカム

アマモの定着度合い等が明らかに
アマモ移植事業の妥当性を判断できる
アマモの繁殖に貢献
価値 3、4に貢献

ロジックモデル

インプット → アクティビティ → アウトカム → GBFターゲットとの関連性

自社の環境保全に係る予算50万円 → 水中ドローンを10台購入 → アマモの定着度合い等が明らかに → アマモ移植事業の妥当性を判断できる → アマモの繁殖に貢献 → 価値 3、4に貢献 → GBFターゲット4への貢献

※記載のとおりアウトカムが出ることを保証するものではない

記載項目		記載事項
支援サイト情報		・サイト名称 ・管理責任者情報 ・活動区分（維持/回復/創出）
支援内容に係る情報	支援する活動内容	自然共生サイトの場合：管理計画・モニタリング計画の内容 活動計画の場合：活動内容
	インプット	（例）金銭的支援：100万円寄付
	アクティビティ	（例）外来種駆除：〇人日分
	支援実施日又は支援期間	支援を実施した日時又は期間
ロジックモデル		インプット～アウトカム(※)、GBFターゲットとの関連性を記載
特記事項（任意）		・今後の支援計画 ・地方公共団体の計画（総合計画や生物多様性地域戦略等）における位置づけ ・支援によって実現したアウトカム ・支援プロジェクトの具体的内容 ・支援者の本業との関連 ・その他の環境課題の解決への貢献

（※）特記事項は別紙（証明範囲外）に記載

- 自然共生サイトや地域生物多様性増進法に基づく活動計画の認定等に向けた支援、あるいは認定後の適切なモニタリング等の支援に関して、「有識者マッチング制度」を検討している。
- 今年度は、令和7年度からの本格運用に向けた課題の洗い出し等を目的として、認定申請を検討している団体等に対して**有識者のマッチング及び派遣を試行的に行う**。
- 試行等を通じて相談実績を蓄積し、**派遣する有識者向けガイドラインの作成**や、**本制度に協力いただける有識者リストの整備**等を進め、今後、全国の有識者に対して本制度への協力依頼を実施予定。

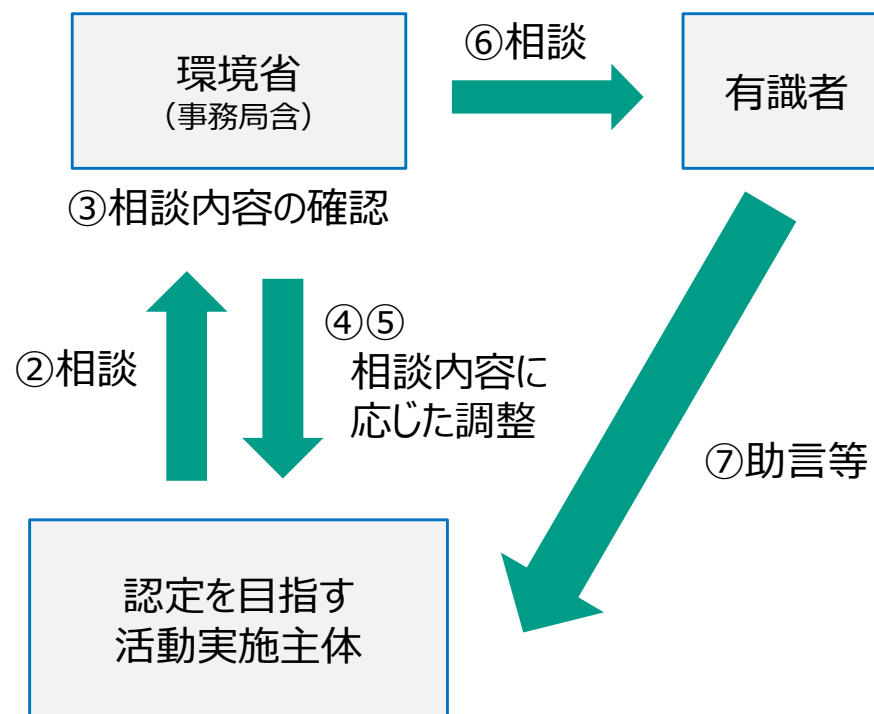
有識者マッチング制度の活用イメージ（案）

■ 活動実施主体が、自然共生サイト等の認定申請に向けて相談をしたいケース

- ① 活動実施主体が有識者リストを参照
- ② 活動実施主体が環境省問合せ先に相談
※ 相談内容が明確な場合は有識者のリクエストが可能
- ③ 環境省にて相談内容を確認
- ④ 相談内容に応じて以下の流れで調整
 - A. 自然共生サイト等の制度や認定手続きに関するもの
→ 環境省にて助言
 - B. 生物調査の手法・内容や活動体制等に関するもの
→ 有識者に協力を依頼

以下、Bの場合

- ⑤ 相談者（活動実施主体）がチェックリストに沿って資料等の準備
- ⑥ 環境省から有識者に相談
- ⑦ 環境省が相談者と有識者を紹介
- ⑧ 有識者から相談者に対して助言等の実施



※ 旅費・謝金等については両者で調整し、活動実施主体が負担することを想定
※ 有識者のマッチング後も環境省も適宜サポートを行う

生物多様性保全推進支援事業（交付金）

- ネイチャーポジティブ活動を促進するため、**生物多様性保全推進支援事業（交付金）**により、「**活動実施者**」や「**中間支援**」に対する支援（活動経費の補助）を実施。
- 令和5年度から、地方公共団体が負担する額に企業版ふるさと納税を活用することが可能となった。更に、令和6年度から、自然共生サイトの保全再生を目的とする活動等への支援を可能とした。
- 令和7年度は、**地域生物多様性増進法の施行に合わせた新規メニューに改正**を予定。

令和6年度交付対象事業

対象事業	交付対象となる事業内容	交付対象事業者
重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサル条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、自然共生サイト内における生息環境の保全再生	地域生物多様性協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）
広域連携生態系保全のための活動計画策定等支援	生物多様性地域連携促進法又は自然再生推進法に基づく法定計画の作成、当該計画に基づく事業で地域の生物多様性の保全再生・生態系ネットワークの構築に係る広域の取組	地域生物多様性協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）
地域民間連携促進活動	生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する取組	地域連携保全活動支援センターの設置者又は管理者、同センターの設置を予定している地方公共団体
国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者
国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組	地方公共団体、法人格を有する民間団体（企業や大学等含む）、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者
里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	里山未来拠点協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）

生物多様性保全推進支援事業（交付金）



【参考】令和7年度交付対象事業イメージ（黄色：新設、赤字：変更）

対象事業	交付対象となる事業内容	交付対象事業者	交付率・交付額	事業期間
(1)-1 生物多様性増進活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組	① 地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ② 支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体	事業費の1/2以内	原則2年以内(最長3年)
(1)-2 生物多様性増進活動実施強化	自然共生サイト又は増進活動実施計画・連携増進活動実施計画に基づく、管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者	定額 1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は上限250万円	原則2年以内
(2) 重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、 自然再生事業実施計画区域内 における生息環境の保全再生（令和6年度までに採択された継続事業のうち、 自然共生サイト内 における事業を含む）	地域生物多様性協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内	原則2年以内(最長3年)
(3) 国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者	定額 1種あたり200万円まで	原則3年以内
(4) 国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等	定額 1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り上限250万円	原則3年以内
(5) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、 生物多様性増進活動実施区域 等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	里山未来拠点協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内 ※ 令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内	原則2年以内(最長3年)

(参考) 令和6年度
事業採択スケジュール

令和6年2月6日 公募情報公表・受付開始
3月8日 応募申請締切
4月中旬 採択事業決定・通知

※ 交付要綱、公募要領、採択実績等は下記のウェブサイトからご覧いただけます。

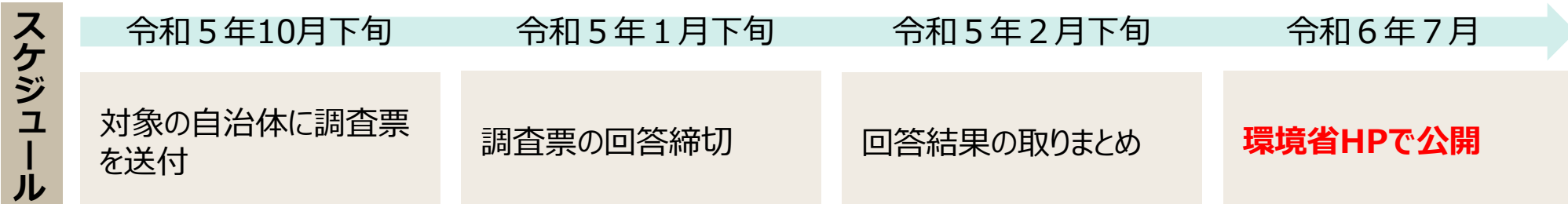
http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/index.html

※ 財務省との調整により変更が生じる可能性があります。また、令和7年度から間接執行化を予定しており、スケジュールが1か月半～2か月程度後ろ倒しになる見込みです。最新の状況はウェブサイトをご確認ください。

既存の補助金・税制の活用に係る調査



- 各地方公共団体で管理する既存の補助金・地方税の免税制度のうち、**緑地や自然環境の保全に資するような制度の情報を取りまとめ、検討会HPで公開**した。
- 今後、有識者マッチング制度や支援証明書に係る情報等をまとめたサイトを構築する予定であり、当該サイトに掲載する等、より多くの方の目につく公開場所を今後検討する。



調査概要

- 調査対象
生物多様性ネットワーク 加盟地方公共団体
- 回答数 49自治体
- ヒアリング項目
 - ① 自治体名
 - ② 支援措置名
 - ③ 申請条件・補助要件
 - ④ 対象
 - ⑤ 年数
 - ⑥ 補助金額
 - ⑦ 関連URL

掲載箇所

(https://www.env.go.jp/nature/30by30_00001.html)

・2023年9月25日 第1回 議事次第・議事録・資料

自然共生サイトと支援者のマッチング（試行） 令和5年度

・2023年11月1日 オンライン説明会 資料[PDF:2.0MB]

・2023年11月1日 オンライン説明会 アーカイブ

・参加募集に係るFAQ [PDF:450KB]

緑地や自然環境保全に資する地方公共団体の補助金・免税等制度一覧

※生物多様性自治体ネットワークに加盟する地方公共団体を対象にアンケート調査を行ったもの

・[緑地や自然環境保全に資する地方公共団体の補助金・免税等制度一覧（令和6年3月現在）](#) [xlsx:87KB]

関連情報

■関連Webページ

[生物多様性のための30by30アライアンス](#)

[自然共生サイトと支援者のマッチングサイト](#)

[生物多様性自治体ネットワーク](#)

自然共生サイトのWEBページに

- 手引き
- 様式
- 参考情報
- Q & A などを掲載中

ぜひご覧ください！

自然共生サイト

検索

